

アミケア 居宅介護支援 重要事項説明

<令和 6年 9月 1日現在>

1 事業者の概要

名称・法人種別	アミケア 株式会社
代表者名	榎井 大
所在地・連絡先	(所在地) 京都市右京区西院平町2-5 (電話) 075-874-5200 (FAX) 050-3606-4382

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	アミケア 居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	(所在地) 京都市右京区西院平町2-5 (電話) 075-874-5200 (FAX) 050-3606-4382
事業所番号	2670702402
管理者の氏名	榎井 大

(2) 事業所の職員体制

	業務内容	常勤	常勤・兼務	非常勤	非常勤兼務
管理者	事業所の管理・運営全般		1名		
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	6名	1名		

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	右京区（京北除く）・西京区（洛西除く）・上京区・中京区・ 下京区・南区・（相談あれば京都市域全般）
------------	--

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日等

営業日	営業時間
平日（月曜日から金曜日）※12月31日から1月3日まで及び8月13日から8月15日までの盆休みを除く。	午前8時30分～午後5時30分

※ 上記の営業時間外も24時間連絡がとれる体制を確保しています。

営業時間外は携帯電話への転送となることもありますが、当日の緊急時対応担当の介護支援専門員と連絡が可能です。

アミケア 居宅介護支援事業所： 電話番号（075）874-5200

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法等

- ① 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- ② 要介護等認定の申請代行
- ③ 給付管理業務
- ④ 相談業務

4 費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1箇月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

・当事業所の地域区分は5級地です。（単価：10.7円）

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	45件未満	11,620円/月	15,097円/月
II	45件以上60件未満	5,638円/月	7,308円/月
III	60件以上	3,381円/月	4,387円/月

※ II と III について：40 件以上の部分について算定

・加算項目

初回加算	1月につき	3,210円
特定事業所加算（I）	1月につき	5,553円
特定事業所加算（II）	1月につき	4,504円
特定事業所加算（III）	1月につき	3,456円
特定事業所加算（A）	1月につき	1,219円
特定事業所医療介護連携加算	1月につき	1,338円
入院時情報連携加算（I）	1月につき	2,675円
入院時情報連携加算（II）	1月につき	2,140円
退院・退所加算（Iイ）	1月につき	4,815円
退院・退所加算（Iロ）	1月につき	6,420円
退院・退所加算（IIイ）	1月につき	6,420円
退院・退所加算（IIロ）	1月につき	8,025円
退院・退所加算（III）	1月につき	9,630円
通院時情報連携加算	1月につき	535円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1回につき	2,140円
ターミナルケアマネジメント加算	1月につき	4,280円

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を越えた地点から公共交通機関を利用した実費が必要となります。

なお、自動車を使用した場合は【20円/km】の交通費をいただきます。

5 居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス等

居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス等について、利用者は、事業者に対して、複数の居宅サービス事業者等を紹介することを求めることができます。また、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることができます。

6 医療機関との連携

(1) 病院又は診療所への入院時のお願い

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、利用者は、当該病院又は診療所に対して、事業者の担当職員の氏名及び連絡先をお伝えください。

(2) 主治の医師、歯科医師又は薬剤師との連携

利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち当事業者が必要と認めるものを、当事業から、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対して情報提供します。利用者が、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対する情報提供を希望されない場合は、当事業にお申し出ください。

7 事業所の特色等

利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立った丁寧なサービスの提供を行います。

8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

・アミケア 居宅介護支援事業所

・担当 管理者 榎井 大

電話番号 075-874-5200

FAX 050-3606-4382

① 京都府国民健康保険団体連合会 電話番号 075-354-9090

② 区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当

・上京区役所	健康長寿推進課	高齢介護保険担当	○電話番号	441-5107
・中京区役所	健康長寿推進課	高齢介護保険担当	○電話番号	812-2566
・下京区役所	健康長寿推進課	高齢介護保険担当	○電話番号	371-7228
・南区役所	健康長寿推進課	高齢介護保険担当	○電話番号	681-3296
・右京区役所	健康長寿推進課	高齢介護保険担当	○電話番号	861-1430
・西京区役所	健康長寿推進課	高齢介護保険担当	○電話番号	381-7638

9 緊急時及び事故発生時等における対応方法

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに京都市、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告する。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について事業者はサービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の保護について事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議に

